

保護者の皆さま

横須賀市教育委員会
横須賀市保健所

今後の新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、保健所は新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、拡大が収まるまでの期間、重症化の方の早期発見やその対応を強化するため、積極的疫学調査の簡略化を図ります。本日配布した『新型コロナウイルス感染症「自主療養」開始のお知らせ』（神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 令和4年1月27日付）にあるように、自主療養も始まります。

学校での感染拡大を防ぐためには、今まで以上に学校と保護者の皆さまが情報共有することが重要です。

つきましては、下記Q&Aをご参照の上、学校における感染症対策へのご理解、ご協力をお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症の対応に関するQ&A】

Q1 陽性確定までの経緯は1月28日以降、どう変わったのか？

A. 従来の陽性確定の流れ

1. 医療機関や保健所等が行うPCR検査や抗原検査で陽性が判明した場合
2. 自宅の抗原検査キットを使用し陽性が判明し、医療機関への電話やオンライン診療等を受けた場合

1月28日以降の陽性確定の流れ（上記1、2に加わる内容）

3. 既に同居の家族等で陽性者がおり、自らも有症状者の場合、医療機関を受診し、臨床診断を受けた場合
4. 自宅の抗原検査キットや無料検査場等での検査で陽性が判明した場合
→陽性者が※重点観察対象者以外の場合、『自主療養届出システム』（WEB）に入力することで、健康観察を受けられます。

※「重点観察対象者」とは、次の①～③のいずれかの条件を満たす者

- ①50歳以上もしくは5歳以下
- ②酸素飽和度 Spo2 値 95 以下
- ③重症化リスク因子あり（妊娠含む）

Q2 陽性者の療養終了予定日はどのように確認できるか？

- A. 陽性の方は、※発症日の翌日から10日間が療養期間です。（検査時に無症状の方は、検査日から7日間が療養期間です。ただし、療養中に症状が出現した場合、発症日をカウントし直し、10日間の療養となります。）Q1のAで示した、1～3で陽性が確定した場合については、医療機関等から療養期間等の指示があります。保護者の方は、お子さまの療養終了日が分かり次第学校に連絡してください。

4の自主療養届出システムで陽性確定した場合、『自主療養届』の印字情報に療養終了予定日が印字されます。保護者の方は、印字情報を確認し、学校に連絡してください。

確認ができるまでは、出席は控えてください。

※発症日（症状を呈した日）とは、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などが出現した日。
無症状の方については、検査を行った日（検査結果が出た日ではない）

Q3 療養期間が終了し出席する際、学校に提出する書類等はあるか？

A. お子さまの療養期間が終了し、学校に出席する場合、自主療養届等の提出は不要です。

Q4 身近な方が陽性になった場合、その方と接触した人の健康観察期間はどうなるのか？

A. 次のとおりの対応となります。いずれの場合も、健康観察が必要になりますので、出席は控えてください。（欠席扱いにはなりません。）

1. 陽性者が同居している家族等の場合

・「最終接触日を0日として、翌日から7日間」の健康観察になります。

※陽性者への介護等から、同居の家族内での分離ができない場合は、陽性者が療養終了した翌日から7日間の健康観察になります。

2. 同居していない方が陽性者の場合

・陽性者と「1m以内で、15分以上、必要な感染予防策無しで接触した」場合、その陽性者と「最終接触日を0日として、翌日から7日間」の健康観察になります。

保護者の方は、お子さまの健康観察期間が分かり次第学校に連絡してください。

確認ができるまでは、出席は控えてください。

Q5 陽性となった場合、健康観察が必要な同居の家族等以外への指示はだれが行うのか？

A. 陽性者本人（児童生徒等が陽性者の場合は、その保護者）から該当する方や施設の管理者、習い事等の責任者等に連絡をすることになります。

発症日の2日前の期間から登校している場合、横須賀市教育委員会が保健所の協力のもと、調査を行います。

調査の結果、健康観察が必要な方が確認された場合、学校を通じて該当の方に連絡します。その際、必要な情報を、学校、横須賀市教育委員会、保健所が共有していることをご了承ください。

Q6 健康観察が必要かどうか分からない場合はどうするか？

A. 陽性者本人等から連絡がない場合、健康観察が必要かどうか大変不安になるかと思えます。その際、お子さまの体調やご家族の体調等に問題がない場合は、登校には支障ありません。また、身近な方が陽性になられ、「1m以内で、15分以上、必要な感染予防策無しで接触した」可能性がある場合、学校に相談のうえ、その陽性者と「最終接触日を0日として、翌日から7日間」の健康観察をしてください。

Q7 保護者が今まで以上に留意することは何か？

A. 『自主療養届出システム』（WEB）の導入により医療機関等からの指示が行われないため、学校は、陽性者本人の健康状態や陽性までの経緯を今まで以上に確認することが求められます。特に、発症日を特定することがその後の学校への感染拡大防止につながることから、お子さまが陽性になられ学校に連絡する際、保護者の皆さまには、いつからお子さまの体調の変化が見られたかを確実に学校に連絡してください。また、引き続きご家庭でのていねいな健康観察をお願いいたします。

【問合せ先：横須賀市教育委員会 保健体育課 Tel.046-822-8489】